



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年5月14日（火） 第10198号

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し（税務課）	2
○県税の収納事務の委託（同）	2
○土地収用法の規定による事業認定（監理課）	3
○道路の供用開始（道路管理課）	5
<b>公 告</b>	
○土地利用基本計画の変更（地域創生課）	5
○土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課）	5
○開発工事の完了（建築課）	6
<b>教育委員会公告</b>	
○公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（管理課）	7
<b>入 札 公 告</b>	
○一般競争入札の実施（教育委員会管理課）	8
<b>落 札</b>	
○落札者等の決定（がんセンター）	11

■ 告 示

◎群馬県告示第134号

群馬県県税条例（昭和25年群馬県条例第32号）第146条の2第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

令和6年5月14日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 特約業者の名称及び代表者の氏名 トヨタPCN群馬ホールディングス株式会社 代表取締役 大山駿作
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地 前橋市石倉町2-6-5
- 3 特約業者の指定の取消年月日 令和3年3月31日

◎群馬県告示第135号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり県税の収納の事務を委託した。

令和6年5月14日

群馬県知事 山本 一 太

委託を受けた者の所在地及び名称	委託した事務の内容	委託期間
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号 地銀ネットワークサービス株式会社	収納した県税及びその県税に係る収納情報の取りまとめ	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
群馬県前橋市元総社町194番地 株式会社群馬銀行	県税の収納事務の調整	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
東京都港区港南一丁目8番27号 株式会社しんきん情報サービス	直営店及び加盟店における県税の収納事務	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
北海道札幌市中央区南9条西五丁目421番地 株式会社セイコーマート	直営店及び加盟店における県税の収納事務	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン	直営店及び加盟店における県税の収納事務	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
東京都港区芝浦三丁目一番二十一号 株式会社ファミリーマート	直営店及び加盟店における県税の収納事務	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 株式会社ポプラ	直営店及び加盟店における県税の収納事務	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 ミニストップ株式会社	直営店及び加盟店における県税の収納事務	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 山崎製パン株式会社	直営店及び加盟店における県税の収納事務	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
東京都品川区西品川一丁目1番1号	直営店及び加盟店にお	令和6年4月1日から令和

住友不動産大崎ガーデンタワー22階 LINE Pay 株式会社	る県税の収納事務	7年3月31日まで
東京都品川区大崎一丁目11番2号 株式会社ローソン	直営店及び加盟店における 県税の収納事務	令和6年4月1日から令和 7年3月31日まで

### ◎群馬県告示第136号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和6年5月14日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 起業者の名称 みどり市
- 2 事業の種類 みどり市大間々グラウンド敷地保全事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分 みどり市大間々町大間々地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 みどり市保健福祉部健康づくり局スポーツ振興課
- 5 事業の認定をした理由

申請に係る事業(以下「本件事業」という。)は、以下のとおり法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

#### (1) 法第20条第1号の要件への適合性

本件事業は、起業者が市民によりスポーツ活動に利用されている施設である大間々グラウンド及び大間々テニスコート(以下「本件施設」という。)の敷地を保全する事業であり、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する運動場に該当するものである。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

#### (2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、令和4年4月に本件事業の実施を決定し、かつ、本件事業の施行に必要な財源措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

#### (3) 法第20条第3号の要件への適合性

##### ア 得られる公共の利益

本件事業は、起業者が本件施設の敷地である起業地の7,664.31㎡の土地の所有権を取得し、敷地の利用環境を保全するものである。

本件施設は、起業者が昭和55年に開設した運動場であり、各種スポーツの実施や大会開催等のために年間約23,000人に利用され、市民のスポーツ活動に必要な施設となっている。また、起業者は平成30年にみどり市スポーツ推進計画を策定し、その計画に基づき、「多くの市民がスポーツに親しむことができること」を目指す姿としており、スポーツを行うための環境整備や、市民参画の機会を増やし、市民スポーツの充実を図るため、「スポーツ活動の場づくり」、「スポーツ活動の推進」、「スポーツ活動の支援」の3つを基本とし、市民がスポーツを「する」「見る」「支える」環境の充実を図ることとし、本

件施設のような地域住民の利用できる公共スポーツ施設を充実させることが重要な施策の一つとして位置付けられている。

しかし、本件施設の敷地は、起業者が土地の所有者から賃貸借契約により借り受けていたが、令和4年3月31日に賃貸借契約の期間が満了し、契約更新ができず権原がないため、大間々グラウンドの一部使用可能な部分を利用し、グラウンドゴルフのみを行っている状況である。

このような状況を解決するため、本件事業の施行により、起業者が起業地の所有権を取得し、従前の利用環境を保全することで、起業者が本件施設を将来にわたり安定的に維持管理することが可能になるものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項及び群馬県環境影響評価条例（平成11年群馬県条例第19号）第2条第4項に規定する対象事業ではないが、生活環境に関しては、工事期間中は低騒音・低振動の建設機械及び工法を選択して周辺環境への影響を抑制することとしている。

なお、希少な野生動植物への影響について、起業地は希少な野生動植物の生息及び生育情報は報告されていないが、起業者は、希少動植物の生息及び生育が確認された場合には、関係機関と協議し、適切な措置を講ずることとしている。

また、起業地は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していないが、起業者は、工事の実施に当たり埋蔵文化財が発掘された場合には、みどり市教育委員会と協議し、適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる公共の利益は、軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本件事業は、「みどり市スポーツ推進計画」（平成30年3月策定）に則するものであると認められる。

本件事業の起業地の選定に当たっては、従前の利用環境や交通の利便性等を維持するものであり、地域住民の利便性に影響がないこと、支障物件の除去を必要とせず周辺環境に与える影響が少ないことから、他に候補地を選定して運動場を整備する場合と比較して適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により、得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

### (4) 法第20条第4号の要件への適合性

#### ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたとおり、本件施設が多数の市民に利用されていたにもかかわらず、その敷地の使用権は、起業者と土地所有者との賃貸借契約によるものであり、契約更新ができるか不安定な状態で維持されてきて、現に令和4年4月から契約更新ができず権原がないものとなっている。このような状況を解消するため、起業者が早期に土地の所有権を取得することは、法的安定性を確保するため必要性が高いものと認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

#### イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

◎群馬県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年5月14日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	水沢足門線	北群馬郡榛東村大字新井字北野803番の3地先から同郡同村大字同字同797番の5地先まで	令和6年5月14日

■ 公 告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により定める群馬県土地利用基本計画を次のとおり変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により公表する。

なお、「計画図の変更部分を図示した図書」は、省略し、群馬県地域創生部地域創生課及び大泉町に備え置いて縦覧に供する。

令和6年5月14日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 変更年月日 令和6年4月26日
- 2 変更内容 農業地域の一部変更（「計画図の変更部分を図示した図書」のとおり）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年5月14日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
南八幡堰	理 事	再 任	滝沢博昭	高崎市阿久津町988番地

同	同	松原文雄	同 同 1008番地
同	同	小池秀喜	同 同 1199番地
同	同	飯島順一	同 木部町191番地1
同	同	萩原俊一	同 同 196番地1
同	同	山口聡	同 同 391番地
同	同	佐藤勝政	同 根小屋町496番地3
同	同	鈴木良樹	同 山名町633番地
同	同	上原政幸	同 同 1107番地
同	同	阿部透	同 同 1327番地
同	同	池田正明	同 同 1594番地1
同	同	今井浩明	同 同 1909番地
同	新任	関口洋水	同 木部町439番地1
同	同	樋口佳彦	同 同 538番地
同	同	工藤富男	同 同 996番地3
同	同	木部和寿	同 山名町592番地2
同	退任	塚越正幸	同 木部町425番地
同	同	萩原康司	同 同 435番地
同	同	木村哲嗣	同 同 475番地1
同	同	平木和男	同 山名町803番地3
監事	再任	今井三喜雄	同 阿久津町1517番地
同	同	清水博	同 山名町557番地
同	同	武井和行	同 吉井町馬庭64番地

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和6年5月14日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡邑楽町大字篠塚字寺中4009-2、4009-3	邑楽郡大泉町大字古氷701番地の3リヴィエールB101号 茂木康行
2	邑楽郡明和町南大島1136-1	館林市大街道二丁目16番20号ステラムーンⅡ-203

島田豊

**教育委員会公告**

次のとおり企画提案書の提出を招請する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和6年5月14日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

**1 調達内容**

- (1) 調達件名 群馬県立高等学校・中等教育学校校務支援システム賃貸借業務
- (2) 調達内容 企画提案要領による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和12年3月31日（日）まで

**2 参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。**

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、参加資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (3) 企画提案書等の提出期限時点において、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和6年5月24日（金）までに群馬県会計局会計管理課に入札参加資格審査申請を行い、同年6月7日（金）午後3時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県教育委員会事務局管理課へその旨連絡すること。

- (4) この公告の日から優先交渉権者を選定する日までの間において、群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。
- (6) 共同企業体については、責任者を明確にし、提案者名を連名で記載するとともに、共同企業体を結成していることを証する協定書等の写しを添付すること。

**3 手続等**

- (1) 担当部局 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県教育委員会事務局管理課県立学校財務係 電話027-226-4547（ダイヤルイン） 電子メール [kkzaimu@pref.gunma.lg.jp](mailto:kkzaimu@pref.gunma.lg.jp)
- (2) 企画提案要領等の交付 令和6年5月14日（火）から同月28日（火）までの毎日、群馬県ホームページ上に掲載する。
- (3) 参加申込書等の提出

ア 提出期限 令和6年6月7日(金)午後3時までに必着のこと。

イ 提出場所 上記(1)に同じ。

ウ 提出方法 電子メールにより提出すること。

#### (4) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和6年6月24日(月)午後3時までに必着のこと。

イ 提出場所 上記(1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、企画提案要領による。

#### 5 Summary

(1) Contract content: Gunma Prefectural High School/Secondary Education School Administration Support System Lease Business

(2) Period of contract: From the day commencement through 31 March 2030

(3) Deadline to submit application by Email: 7 June 2024, 3:00 p.m

(4) Deadline to submit proposal documents data Bring or mail (limited to registered mail): 24 June 2024, 3:00 p.m

(5) Contact infomation: Proposal submission contact information: Budget and Facilities Division, Prefectural Board of Education, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, Japan 371-8570 TEL: 027-226-4547(Japanese language only)

## ■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

令和6年5月14日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

#### 1 調達内容

(1) 借入件名及び数量 群馬県立学校用パーソナルコンピュータ1, 327台及び関係機器一式

(2) 借入件名の特質等 入札説明書による。

(3) 借入期間 令和6年10月1日から令和11年9月30日まで

(4) 借入場所 群馬県立前橋高等学校ほか77校(詳細は、入札説明書による。)

(5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和6年6月3日（月）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月19日（水）午後4時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県教育委員会事務局管理課へその旨連絡すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) この公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。
- (8) 平成31年度から令和5年度までに、国、地方公共団体、学校又は企業等に300台以上のパソコンを納入し、貸し付け、又は運用管理した実績を有することを証明した者であること。
- (9) 当該調達物品に係るアフターサービス、修理、部品供給等を賃貸借期間中円滑に行い得ることを証明した者であること。
- (10) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県教育委員会事務局管理課 県立学校財務係 電話027-226-4547（ダイヤルイン） 電子メール [kkzaimu@pref.gunma.lg.jp](mailto:kkzaimu@pref.gunma.lg.jp)
- (2) 入札説明書の交付方法 令和6年5月14日（火）から同月28日（火）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、電子メールにより交付する。交付を希望する者は、電子メールに請求者氏名（法人の場合は、法人名及び担当者名）、住所及び電話番号を記載し、上記(1)のメールアドレスあて送信すること。また、電子メールの到達を電話で確認すること。
- (3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和6年6月17日（月）までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和6年6月6日（木）午後5時まで（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「群馬県立学校用パーソナルコンピュータ及び関係機器一式の貸借書類等在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

(4) 入札及び開札の日時及び場所 令和6年6月24日（月）午前10時 群馬県庁昭和庁舎 2階 22会議室

なお、郵送により入札書を郵送する場合には下記ア～エの記載のとおり提出すること。

ア 書留郵便とし、令和6年6月21日（金）午後4時までに上記3の場所に群馬県教育委員会事務局管理課長宛親展で必着のこと。

イ 二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて厳封の上、当該中封筒には氏名など及び「令和6年6月24日開札群馬県立学校用パーソナルコンピュータ及び関係機器一式の貸借契約に係る入札書在中 第〇回目」と朱書きすること。※〇には1か2を明記する。

ウ 入札は1回目が不調の場合、2回目まで行われるため、何回目かを明記すること。また、外封筒には「群馬県立学校用パーソナルコンピュータ及び関係機器一式の貸借契約に係る入札書在中」と朱書きすること。

エ 入札書と合わせて入札参加資格書の写しを一部同封すること。

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を令和6年6月6日（木）午後5時まで（受付日及び時間は、休日条第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）に上記3(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申請兼資格確認表及び契約担当者から交付される仕様書に基づく当該調達物品の製作仕様書等（以下「製作仕様書等」という。）を作成し、これを令和6年6月6日（木）午後5時まで（受付日及び時間は、休日条第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）に上記3(1)の場所に提出しなければならない。提出された一般競争入札参加申請兼資格確認表及び製作仕様書等は、契約担当者において技術審査するものとし、入札説明書に示す仕様書に照らし、採用し得ると判断した製作仕様書等を提出した者の入札書のみを落札決定の対象とする。また、製作仕様書等を提出した者は、令和6年6月14日（金）午後5時までに契約担当者に説明し、契約担当者との協議に応じる義務を負うものとし、必要な場合は、製作仕様書等の内容の変更に応じなければならない。

なお、説明及び協議の義務を履行しない者並びに製作仕様書等の変更に応じない者の入札書は、落札決定の対象としない。

(4) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 当該調達物品を納入できると契約担当者が認められる資料を添付して入札書を提出した

入札者であって、規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: HIRATA Yumi, Superintendent of Education, Gunma Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Personal Computers and Equipment for use in Gunma Prefectural Schools: 1,327 units
- (3) Rent period: From October 1, 2024 to September 30, 2029
- (4) Delivery place: 78 Prefectural Schools
- (5) Dates of issue for tender documents : To be delivered between 9:00 a.m. and 5:00 p.m. from May 14 - May 28, 2024 to the E-mail prescribed below (8)
- (6) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications : 5:00 p.m. June 6, 2024
- (7) Time-limit for tender: 10:00 a.m. June 24, 2024 (Bids submitted by registered mail must be received no later than 4:00 p.m. on June 21, 2024)
- (8) Contact point for the notice: Budget and Facilities Division, Prefectural Board of Education, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570 Japan, TEL 027-22 6-4547 (Japanese language only), E-mail: kkzaimu@pref.gunma.lg.jp

## ■ 落 札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和6年5月14日

群馬県立がんセンター院長 柳 田 康 弘

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 総合医療情報システム保守管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立がんセンター事務局経営課 群馬県太田市高林西町617番地1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和6年3月22日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 富士通 Japan 株式会社埼玉・群馬公共ビジネス部 群馬県高崎市栄町14番5号
- 5 随意契約に係る契約金額 53,703,650円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号該当

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---